

## 10月は【年次有給休暇取得促進期間】

厚生労働省は毎年10月を年次有給休暇取得促進期間に設定し、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備について呼びかけを行っています。自社の年次有給休暇の取得率を確認し、働きやすい職場環境のために年次有給休暇の取得を見直す機会としましょう。



### 年次有給休暇の取得率

厚生労働省は、**令和7年までに70%**の年次有給休暇の取得率を目標としています（以前は令和2年までの達成が目標でした）。令和5年就労状況総合調査においては**過去最高の62.1%**（令和4年の1年間又は令和3年会計年度の取得率）となり、初めて60%台に達しました。

$$\text{年次有給休暇の取得率} = \frac{\text{実際に取得した日数}}{\text{1年間に新たに付与した日数}}$$

	平均付与日数	平均取得日数	平均取得率
全体	17.6日	10.9日	62.1%
1000人以上	18.3日	12.0日	65.6%
300～999人	18.0日	11.1日	61.8%
100～299人	16.9日	10.5日	62.1%
100人未満	16.9日	9.6日	57.1%

※「付与日数」は、繰越日数を除く

※「取得日数」は、令和4年（又は令和3年会計年度）1年間に実際に取得した日数

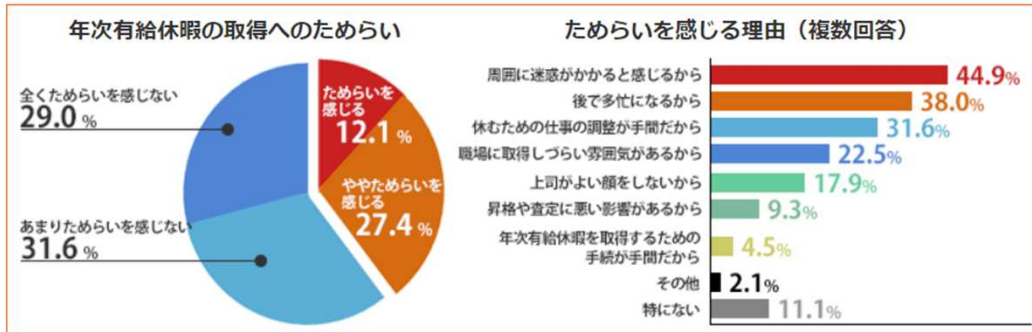
### 今後の取得促進に向けて

なぜ年次有給休暇の取得率は低いのでしょうか？



#### 労働者の年次有給休暇の取得へのためらい

全体の約4割の労働者は、年次有給休暇の取得にためらいを感じています。



資料出所：令和5年度「仕事と生活の調和」の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査  
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/material/pdf/category4/awareness-survey2023.pdf>

厚生労働省が年次有給休暇の取得が進んでいる企業にヒアリングを行ったところ、仕事を個人ではなくチームで行うことで、労働者が休暇で不在となっても業務が回るよう取り組まれている状況が分かりました。労働者個人がしっかり仕事をすることは重要ですが、休みやすい職場環境づくりのため、仕事をチームで行い、チーム内で仕事の進行状況について情報共有する等も検討してはいかがでしょうか。



### おしながき

- ▶ 10月は【年次有給休暇取得促進期間】 … P 1
- ▶ マイナ保険証への移行に伴う対応 … P 2
- ▶ 年末調整時の定額減税にご注意ください … P 3
- ▶ 意外と知らない労働のルール2-オフィスの面積- スタッフ紹介 … P 4

### 10月・11月の労務・税務

- 10月10日
  - 源泉徴収額・住民税特別徴収税額の納付
  - 雇用保険被保険者資格取得届の提出
- 10月31日
  - 社会保険料の納付
  - 外国人雇用状況の届出
  - 労働者死傷病報告の提出（7月～9月分）
  - 個人の都道府県税・市民税の納付
  - 労働保険料の納付（延納第2期）
- 11月11日
  - 源泉徴収額・住民税特別徴収税額の納付
  - 雇用保険被保険者資格取得届の提出
- 12月2日
  - 社会保険料の納付
  - 外国人雇用状況の届出

### サトー休業日のお知らせ

令和6年11月8日（金）は  
 全体研修により休業します

# マイナ保険証への移行に伴う対応

## 令和6年12月2日以降、新規に健康保険証は発行されません

令和6年12月2日以降、健康保険証がマイナ保険証へと移行され、新規で健康保険証は発行されなくなります。すでに発行済の健康保険証は、**令和7年12月1日まで使用可能です**。そのため、令和7年12月1日までに退職する従業員からは、従来どおり保険証を返納してもらう必要があります。令和7年12月2日以降は、被保険者による自己破棄も可能となりますので、返納してもらわなくても構いません。

### 健康保険証

#### ●新規発行期間

令和6年12月1日まで

#### ●使用可能期間

令和7年12月1日まで



### 【マイナ保険証を持っていない加入者への「資格確認書」の発行】

令和6年12月2日以降、マイナ保険証を持っていない健康保険の新規加入者がいる場合、「資格確認書」が発行されます。ただし発行まで時間がかかりますので、できるだけマイナ保険証を利用しましょう。

既存の加入者については、令和7年12月2日までに協会けんぽが必要と判断した人に対して「資格確認書」が発行されます。

なお、「資格確認書」の取扱いについても、従来の被保険者同様、有効期限内に退職した場合、会社に返納してもらう必要がありますので退職手続き時にあわせて回収しましょう。

## マイナ保険証利用のための手順

①	マイナンバーカードの取得
②	マイナ保険証の利用登録 ※マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするには、自分で「保険証利用登録」を行う必要があります
③	事業主へマイナンバーを提出 ※マイナンバーを会社に提出して保険者に届け出していない場合、マイナ保険証は利用できません

### 保険証利用の登録はここでできます

スマホで簡単!

<実証ベータ版> <正式版>

マイナポータル

受診時に簡単にできます!

医療機関窓口のカードリーダー

カードをかざし、4ケタの暗証番号を入れるだけ!

セブン銀行 ATM

市区町村の窓口

マイナポータルとは、政府が運営するオンラインサービスです。パソコンやスマートフォンからログインが可能です。

## マイナ保険証だと一部手続きが便利・簡単になります

- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要
- 高齢受給者証の持参が不要
- マイナポータルで医療費通知情報を入力でき、医療費控除の確定申告が簡単にできる

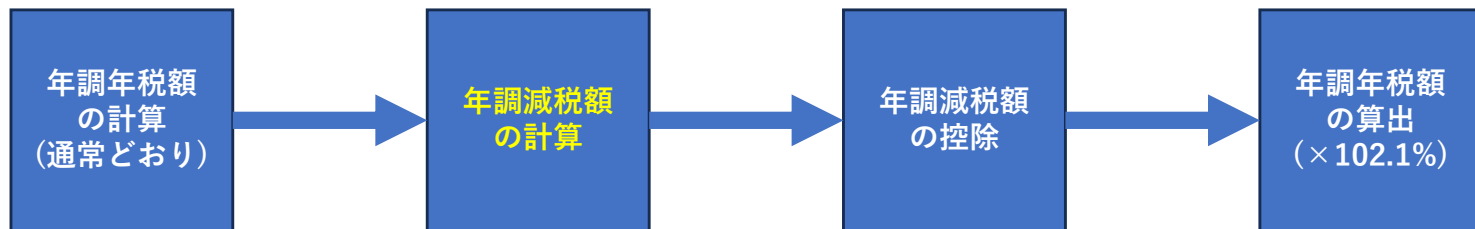




# 年末調整時の定額減税にご注意ください

## 令和6年分の年調年税額の計算の流れ

本年、令和6年分の年末調整においては、年末調整時点の定額減税額に基づき、年間の所得税額との精算を行う必要があります。令和6年分の年調年税額の計算の流れは、次のとおりです。



給与所得以外の所得を含めた合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれる人は、年調減税額を控除しません。

## 年調減税額の計算

- 12月31日時点で居住者である同一生計配偶者※の有無と扶養親族の人数を確認
- 「本人3万円」 + 「同一生計配偶者※と扶養親族1人につき3万円」を計算

※ここでの「同一生計配偶者」は、次のいずれかに該当する配偶者をいいます。

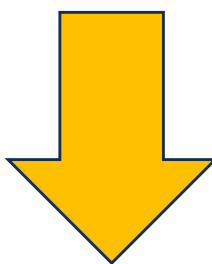
- 「配偶者控除等申告書」に記載された控除対象配偶者
- 合計所得金額が48万円以下の配偶者のうち、年調減税額の計算に含める配偶者として「年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載された配偶者

令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書

The form contains several sections:
 

- 基礎控除の計算 (Basic Exemption Calculation)
- 配偶者の本年の合計所得金額の見積りの計算 (Calculation of estimated total income for spouse)
- 配偶者定額減税対象 (Spouse Fixed Exemption Eligibility)

 A red box highlights the '配偶者定額減税対象' section, which includes a table for determining eligibility based on income and age.



「配偶者定額減税対象」の欄に☑がついているか確認しましょう。

特に、本人の合計所得金額が1,000万円超かつ1,805万円以下の場合で、配偶者の合計所得金額が48万円以下のときに注意が必要です。

[https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/pdf/2024bun\\_06.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/pdf/2024bun_06.pdf)

## 意外と知らない労働のルール 2 -オフィスの面積-

### ポイント

- ✓ オフィスの面積は、労働者1人あたり約4.6平方メートルを確保しなければならない
- ✓ 2000年代は平均して8平方メートル確保されていたが、2020年には6.2平方メートルまで減少
- ✓ 上記ルールはリモートワークには適用されないが、準拠することが望ましい

### ✓ オフィスは一定以上の広さ・高さが求められる

オフィスには、面積のルールがあることをご存知でしょうか？

「事業者は、労働者を常時就業させる室（以下「室」という。）の気積を、設備の占める容積及び床面から四メートルをこえる高さにある空間を除き、**労働者一人について、十立方メートル以上としなければならない。**」（事務所衛生基準規則第2条）

上記のように定めがあることから、実際に業務を行う執務エリアは（一般的な高さのフロアの場合）**その場所で働く労働者1人あたり約4.6㎡以上の広さを確保する必要があります。**

### ✓ 実際はどれくらいの面積が必要？リモートワークには適用される？

実際はどの程度の面積が確保されているのでしょうか？ 株式会社オカムラの調査によると、2020年のオフィス1人あたりの面積は、**約6.2㎡（概ね3～4畳分）が確保されています。**一方で、面積は2000年代から縮小傾向が続いており、働き方の多様化に伴って固定席の割合が減りつつあることがうかがえます。

なお、リモートワークの場合同規則は直接適用されませんが、厚生労働省のガイドラインでは**同じ面積を確保することが望ましい**、とされています。

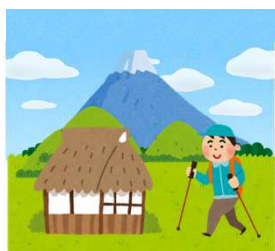
普段あまり気にすることはありませんが、この機会にぜひ自社のオフィスの面積を確認してはいかがでしょうか。

※1  
株式会社オカムラ「働き方・働く場の研究と視点 レイアウトデータからみるオフィスの現在〈前編〉」  
<https://www.okamura.co.jp/office/knowledge/001567.html>

※2  
厚生労働省「テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドライン」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11911500/000683359.pdf>

NewFace

## スタッフ紹介



給与チーム

はらだ けんじ

原田 健司

血液型 A型

趣味 アウトドア

## Message

ご縁を頂いてから、早いもので2ヶ月が経ちました。丁寧に仕事を教えて頂いても思うように出来ず、自分自身にやきもきする毎日ですが、気候も良くなってきたので趣味である野山に出かけ、気持ちを切り替えながら前向きに励みたいと思います。

Welcome on board!

### ⚠️ 固定電話への架電に関するお願い

社会保険労務士法人サトーでは、働き方改革の一環として電話の取次業務にかかる時間削減を目指しています。事務所に不在の場合が多いスタッフのみならず、お客様からの連絡が入るスタッフにはすべて携帯電話を貸与しております。

担当スタッフへのご連絡は、事前にお伝えしております携帯電話番号へ架電いただきますようお願い致します。

### ⚠️ 当事務所だよりの情報の取扱いに関するお願い

当事務所だよりの情報は、発行当時（令和6年9月30日）の情報を元に作成しており、提供する情報等については社会保険労務士法人サトーが信頼できると判断した各種資料に基づいて作成しておりますが、本資料に含まれるデータ及び情報の正確性又は完全性を保証するものではありません。また、管轄の労働基準監督署や年金事務所等により各種取扱いの判断が異なる場合がございます。当事務所だよりの内容によって生じた損害等については一切の責任を負いません。



事務所だより その他各号は

サトー 事務所だより 検索



Facebookも更新中です！

社会保険労務士法人サトー(採用)